

伊達市現場代理人の常駐義務緩和措置に関する運用基準

令和5年4月1日

伊達市工事請負契約約款第10条第3項に定める工事現場における現場代理人の常駐義務の緩和措置について、以下に定める事項により運用するものとする。

1 緩和の対象となる工事

対象工事の工事箇所がいずれも伊達市内（※伊達市内の隣接する市町村の境界を挟んでいる工事箇所である場合も対象とする。）であり、伊達市又は福島県等が発注している工事で、品質管理や安全管理に支障がないものに限り、次のいずれかの条件を満たす場合は、現場代理人を兼務することができる。

ただし、発注者それぞれが現場代理人の兼務を認めた工事に限るものとする。

また、現場代理人と主任技術者の兼務は要件としない。

（1）同一の主任技術者が管理できる工事

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事をいう。

この場合の兼務できる件数は当該工事を含めて2件までとする。

（2）近接工事

発注者が同一であり現場間の端部の最短距離が100m以内で、一体とした現場管理が可能な工事をいう。

この場合は当該工事を含め2件以上の兼務を可とする。

（3）（1）及び（2）以外で、次の要件に該当する工事

ア 福島県等が発注している工事において、現場代理人の兼務が承認された工事で、かつ、特に発注者が支障がないと認めた工事をいう。

イ 当該工事の契約金額（予定価格）が4,000万円未満（建築一式工事の場合は8,000万円未満）で、かつ、伊達市又は福島県等から受注している先行工事の契約金額（予定価格）が4,000万円未満（建築一式工事は8,000万円未満）である工事をいう。

この場合の兼務できる件数は当該工事を含めて2件までとする。

（4）上記以外で、次の要件に該当する工事

当該工事の契約金額（予定価格）及び伊達市から受注している先行工事の契約金額（予定価格）がともに4,000万円未満で、かつ、いずれかの工事に災害復旧工事等を含むものをいう。

この場合の兼務できる件数は当該工事を含めて3件までとする。

2 緩和の対象としない工事

(1) 特記仕様書に現場代理人の常駐義務があることが記載されている工事

※設計図書の特記仕様書に「現場代理人の常駐義務緩和措置の対象とならない」旨を記載する。

(2) 常駐義務緩和の申請時に、工事担当課が支障あると判断した場合

3 契約変更時の取扱い

現場代理人が複数現場を兼務している工事について、設計変更等による変更契約により、対象工事の条件を満たさなくなった場合についても、引き続き、現場代理人の兼務を認める工事として取り扱う。

ただし、品質管理や安全管理に支障があると判断される場合には、現場代理人の兼務を取り消す場合がある。

4 手続き

(1) 本市が発注する他工事と兼務する場合

現場代理人を兼務しようとするときは、落札候補者もしくは受注者は、条件付一般競争入札の場合にあっては事後審査時に、指名競争入札及び随意契約の場合にあっては、契約締結時に「現場代理人兼務届出書」提出するものとする。

(2) 福島県が発注する工事と兼務する場合

現場代理人を兼務しようとするときは、落札候補者もしくは受注者は、福島県が定める様式により、福島県から承認を得たうえで、条件付一般競争入札の場合にあっては事後審査時に、指名競争入札及び随意契約の場合にあっては、契約締結時に「現場代理人兼務届出書」と併せて、福島県が発行した承認書の写しを併せて提出するものとする。

5 現場代理人が複数現場を兼務した場合の条件等

(1) 届出書が提出された各工事現場において、次の事項を履行すること。履行されていないことが確認された場合には、常駐義務緩和を取り消すものとする。

①現場代理人は、常に監督員と連絡がとれる体制を確保すること。

②現場代理人は、兼務するいずれかの工事現場に駐在することとし、工事現場の運営及び取締りを徹底すること。

③現場代理人が工事現場を離れるときは、必要に応じて連絡員を配置するなど、現場の安全管理の徹底を図るとともに、発注者が求めた場合には、工事現場に速やかに向かうこと。

※ただし、緩和の承認を受けた工事の施工にあたっては、次の場合に限り上記①、②、③の義務事項を除外する。

ア) 工事が完了して竣工検査の待機中となっている場合

イ) 契約後の準備期間中で、工事に着手していない場合

ウ) 片方の工事が中止または休止となっている場合

④現場代理人は、一日に1回以上は当該工事現場に駐在し、現場管理にあたること。

⑤現場代理人は、労働安全衛生法及び労働安全規則に基づき、安全衛生推進者、安全衛生責任者などを選任すること。また、作業主任者が必要な作業においては必ず配置すること。

(2) 緩和対象工事及び兼務する他の工事が、設計変更（増額変更）により、条件を満たさなくなった場合においても、引き続き本取り扱いを適用する。

(3) 緩和対象工事及び兼務する他の工事において、安全管理の不徹底による事故の発生、現場体制に不備が生じた場合、いずれかの工事において、現場代理人が兼務することが困難であると市が判断した場合には、市は請負者に対し書面により緩和措置を取り消し、新たに現場代理人を配置させることとする。

(4) 受注者が発注者から現場代理人の常駐義務緩和を取り消された際に、新たな現場代理人を配置することができない場合には、発注者は解除権に基づき当該工事の契約を解除するものとする。

附 則

この運用基準は、令和5年4月1日以降に申請のあった案件から適用する。